

## 兵庫県規則第9号

兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例（令和8年兵庫県条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(求償権の放棄等に係る承認の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による申請は、求償権放棄等承認申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項に規定する求償権放棄等承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第3条第2項の当該計画の内容を証する書類

(2) 条例第3条第2項の当該求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合にあっては、当該複数の求償権に係る求償権の放棄等の額の配分及びその算定の根拠を示す書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の実施報告)

第4条 保証協会は、条例第3条第2項の規定による承認を受けた後、当該承認に係る求償権の放棄等を実施したときは、速やかに、求償権放棄等実施報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 当該承認に係る求償権の放棄等を実施したことを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の中止報告)

第5条 保証協会は、条例第3条第2項の規定による承認を受けた後、当該承認に係る求償権の放棄等を中止したときは、速やかに、求償権放棄等中止報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(私的整理手続に関する指針)

第6条 条例第3条第2項第8号に規定する規則で定める指針は、次に掲げるものとする。

(1) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が、平成27年12月25日に策定した自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン及び令和2年10月30日に策定した「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則

(2) 中小企業の事業再生等に関する研究会が、令和4年3月4日に策定した中小企業の事業再生等に関するガイドライン

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、回収納付金請求権の放棄に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 求償権放棄等承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

兵庫県信用保証協会理事長

兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例第3条第1項の規定により、求償権の放棄等について、次のとおり申請します。

債務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
対象となる保証債務の内容	
融資制度名	
保証承諾日	年 月 日
保証承諾額	円
融資実行日	年 月 日
代位弁済日	年 月 日
代位弁済額	円
条例第3条第2項のうち、該当する号	第 号
申請の内容（求償権の放棄等の内容）	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の金額に満たない額での譲渡
求償権の放棄等の理由及び地域経済の振興の見込みについて	
申請日における求償権残高（A）	円
求償権の放棄の額又は求償権の金額に満たない額での譲渡による求償権の金額と譲渡額との差額（B）	円
県が放棄することとなる回収納付金請求権の額	円
求償権の放棄後の求償権残高又は求償権の譲渡額（C） （C）＝（A）－（B）	円
求償権の放棄等の実施予定日	年 月 日

注1 この求償権放棄等承認申請書は、保証債務ごとに作成すること。

2 □については、該当するものに「レ」を記入すること。

求償権放棄等実施報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

兵庫県信用保証協会理事長

兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例施行規則第4条の規定により、 年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等について、次のとおり報告します。

債務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
実施した内容（求償権の放棄等の内容）	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の金額に満たない額での譲渡
求償権の放棄等の実施日	年 月 日
求償権の放棄等の実施前の求償権残高（A）	円
求償権の放棄の額又は求償権の金額に満たない額での譲渡による求償権の金額と譲渡額との差額（B）	円
県が放棄することとなる回収納付金請求権の額	円
求償権の放棄後の求償権残高又は求償権の譲渡額（C） (C) = (A) - (B)	円

注1 この求償権放棄等実施報告書は、求償権放棄等承認申請書ごとに作成すること。

2 については、該当するものに「レ」を記入すること。

様式第3号（第5条関係）

求償権放棄等中止報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

兵庫県信用保証協会理事長

兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例施行規則第5条の規定により、 年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等の中止について、次のとおり報告します。

債務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
求償権の放棄等を中止した理由	